

## 吹田市立〇〇留守家庭児童育成室運營業務受託に係る連携協定

吹田市(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、乙が吹田市立〇〇留守家庭児童育成室(以下「〇〇育成室」という。)運營業務を受託することを踏まえ、円滑な引継ぎの実施に向けて相互に連携するため、次のとおり連携協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、〇〇育成室運營業務の受託に当たり、甲及び乙が相互に協力又は連携し、運營業務の引継ぎを含めた合同保育(以下「引継保育」という。)や保護者との打合せ等を実施することで、乙による円滑な運営に寄与することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は相互に情報及び意見の交換に努め、次の各号に掲げるものについて連携し、協力する。

- (1) 引継保育に関すること。
- (2) 保護者との打合せに関すること。
- (3) その他本協定の目的に沿うこと。

### (期間)

第3条 この協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。

### (引継保育)

第4条 乙は、引継保育の実施に当たって、児童福祉法等の関係法令を遵守し、放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月31日厚生労働省策定)に基づき保育を行うこと。また、〇〇育成室で実施している保育内容等を基本的には継続することを念頭に置いて、甲に対して適宜助言を求めるなど、円滑な引継ぎの実施に努めるものとする。

2 乙は、引継保育の実施に当たって、指導員と児童との関係づくりに主眼を置き、積極的に児童とコミュニケーションを図り、児童の性格、特徴等の把握に努めるものとする。特に、配慮を要する児童等、環境の変化や他者との関係づくりが苦手な児童については、一対一で保育を行う等、十分な時間をかけ、信頼関係を構築するものとする。また、保護者の意見やこれまでの保育記録にも留意するものとする。

3 乙は、引継保育に従事する指導員として、〇〇育成室の運営を開始する際に配置しようとする指導員に従事させるものとする。特に、委託後に配置を予定している主任指導員をはじめ、支援の単位ごとに担任となる指導員については、できる限り放課後健全育成事業の経験を有する者とし、この引継保育に従事させるよう努めるものとする。

4 乙は、引継保育の実施に当たって、支援の単位当たり20日以上かつ延べ80時間以

上行うものとし、小学校の授業のある日だけでなく授業のない日も経験するものとする。また、その期間において、半数以上は、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吹田市条例第35号）第3条第5項各号に規定するいずれかの要件を満たす者、あるいは放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者、若しくは保育所等で保育士又は小学校や幼稚園等で教員の勤務経験を2年以上有する者を従事させるものとする。

（保護者との打合せ）

第5条 乙は、運営方針の説明や保育の打合せ、児童のアレルギーの把握等のため、甲と合同で保護者に対して懇談会等を開催し、〇〇育成室で運営に必要な情報提供を図るものとする。また、その内容に応じて全体懇談や個別懇談を行い、丁寧に進めるものとする。

2 乙は、甲が指定する日において、4月から初めて入室する児童の保護者に対して説明会を開催し、指導員紹介をはじめ、〇〇育成室を利用する上での基本的な事項やルール等を説明し、運営に当たって保護者からの協力を得られるよう理解を求めるものとする。

（秘密の保持）

第6条 乙は、前条及び前々条の事項の実施に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとする。実施に当たる乙の従事者も同様とする。

2 前項の規定は、この協定の有効期間終了後又はこの協定の解除後においても同様とする。

（協定の履行等）

第7条 乙は、甲と締結する協定については、信義誠実の原則に基づき履行するものとする。

2 甲は、乙が前項の協定に違反し、又は継続し難い行為を行ったときは、この協定を解除することができる。また、〇〇育成室運営業務の委託契約予定事業者として、乙を決定した事項を取り消すことができる。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 吹田市泉町1丁目3番40号  
吹田市長 後藤 圭二

乙